

飯山市公民館条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）</u>第21条の規定により、公民館を設置する。 (使用等の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、公民館の使用を許可しない。 (1) <u>法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。</u> (2) <u>公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。</u> (3) <u>施設又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u> (4) <u>専ら営利を目的とした事業に利用しようとするとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。</u> 2 教材教具の<u>貸出し</u>は、<u>法第20条の規定による公民館の目的</u>及び<u>法第23条の規定による公民館の運営方針</u>に従って活用しようとする団体又は機関に対して行う。 (使用権等の譲渡禁止) 第9条 使用又は<u>貸出し</u>（以下「使用等」という。）の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡してはならない。	(設置) 第1条 <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）</u>第21条の規定により、公民館を設置する。 (使用等の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、公民館の使用を許可しない。 (1) <u>公序良俗を害すると認めたとき。</u> (2) <u>専ら営利を目的とするとき。</u> (3) <u>政治的活動を目的とするとき。</u> (4) <u>宗教的活動を目的とするとき。</u> (5) <u>冠婚葬祭式場として使用するとき。</u> (6) <u>その他管理上必要があるとき。</u> 2 教材教具の<u>貸し出し</u>は、<u>社会教育法に定める公民館の目的</u>及び<u>運営方針</u>に従って活用しようとする団体又は機関に対して行う。 (使用権等の譲渡禁止) 第9条 使用又は<u>貸し出し</u>（以下「使用等」という。）の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡してはならない。